

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 ときがわ町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	6	940	9	940	0	0
1	53	エチルベンゼン	1	6	2,500	7	2,500	0	40
1	80	キシレン	2	2	5,500	3	3,800	0	1,710
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	2	2,700	6	800	0	1,900
1	300	トルエン	3	1	9,950	1	9,550	0	360
1	384	1-プロモプロパン	1	6	5,400	4	5,400	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	1	6	2,800	5	2,800	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	6	820	10	820	0	0
3	35	メタノール	2	2	1,750	8	1,750	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	2	6,130	2	6,130	0	0
		合計	—	—	38,490	—	34,490	0	4,010

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。